別記様式第14号(第13条第2項関係)

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

和寒町長　　㊞

施設等利用給付認定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、次のとおり認定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定こども | 認定番号 |  |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 保護者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 決定年月日 |  |
| 認定区分 |  |
| 有効期間 |  |
| 保育の必要性の事由 |  |

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、

和寒町長に対して審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

※保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、保健福祉課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。